

18歳までの子どもの医療費を助成します(平成28年4月スタート)

問 役場 保健福祉課 社会福祉係 内線3112

子どもの健康増進・子育て支援強化のため、子ども医療費助成制度の対象年齢を引き上げ、18歳(高校生等)までの子どもの医療費を助成します。対象世帯には、個別に通知しています。

保護者と子どもが鬼北町に住民登録し、保護者は現に居住、子どもを監護していることが要件です。現在小学1年生から中学2年生の子どもについては、事前申請・登録が必要です。早めの手続きをお願いします。

◆対象の子ども

小学生以上で、ひとり親家庭医療と重度心身障害者医療の受給者、生活保護受給者は子ども医療対象外です。

区分	年齢等	受診方法	助成方法
乳幼児	0歳～年長児	資格証を使用して受診	窓口での自己負担はありません。 (現物給付)
児童	小学1年～中学3年	資格証を使用して受診	窓口での自己負担はありません。 (現物給付)
高校生等 ※対象期間 H28年4月から H31年3月末まで	上記以外で、 18歳到達後の3月末 までの年齢の子ども ※次に該当する場合は対象外です。 ・婚姻歴のある方 ・親権を有する方 ・学生以外の方 ・収入のある方 (概ね年収130万以上)	資格証はありません。 これまで通り受診し、 自己負担額を支払って、 領収書を保管してください。	支払後、診療月単位で領収書をまとめて、町へ請求してください。 数か月分まとめて請求できます。 【請求に必要なもの】 ・印鑑・領収書 ・子どもの保険証 ・学生証または在学証明書 ・保護者の口座が分かるもの ※その他審査に必要な書類を求めることがあります。 審査後、保護者の口座へ振り込みます。

◆対象の医療費

子どもの年齢に関わらず、入院・通院にかかる保険診療の自己負担額

ただし、高額療養費・付加給付金・他制度による医療費給付額等を除いた額

《注意》

※学校(保育所)等での傷病の場合は、福祉医療(子ども医療・ひとり親家庭医療・重度心身障害者医療)受給資格証は利用できません。

※他の公費医療(小児慢性特定疾患や自立支援医療等)の対象となる方は、必ずそれらを申請し適用を受けてください。

※入院など医療費が高額になりそうなときは、ご加入中の保険者の限度額適用認定証を申請し病院へ提示してください。

※平成31年度以降の高校生等の助成継続については、今後検討予定です。